

ミニテスト

～講習開催要領について～

☞ 応急手当普及員が開催可能な講習について（ ）内に記入してください。

応急手当普及員が開催可能な講習は、7種類ある。

- 1 ()
- 2 ()
- 3 ()
- 4 ()
- 5 ()
- 6 ()
- 7 ()

☞ 講習の流れについて（ ）内に記入してください。

- 1 講習開催の計画を立てる。
- 2 講習用資器材等の借用がある場合は、（ ）もしくは消防局救急課へ連絡し、講習用資器材等の予約をする。
- 3 書類作成 { ()
レッシンプラン（普通救命講習又は分割講習のみ必要）
- 4 消防署（所）へ、作成した申請書等を提出し、講習用資器材等の借用がある場合は資器材を借用する。
- 5 講習を開催する。
- 6 書類作成 { ()
名簿（普通救命講習のみ必要）
- 7 講習用資器材等を借用した消防署（所）に、資器材を返却し作成した書類を提出後、修了証を受領する。

☞ 応急手当普及員が行う講習について（ ）内に記入してください。

- 1 指導員1名に対して、受講者は概ね（ ）名以内。
- 2 訓練資器材一式に対して、受講者は概ね（ ）名以内。
- 3 適切な（ ）の広さは確保できているか。
- 4 適切な講習（ ）内容であるか。

㊦ 講習開催について（ ）内に記入してください。

分割講習の最短時間は、（ ）時間とする。分割講習は概ね1カ月以内で行うこととし、分割講習を予定しているときは、必ず（ ）を添付する。申請前の遡及は認められない。

【制約事項】

（ ）の受講者を募集しての講習開催は実施できない。また、（ ）で講習を開催することはできない。

㊦ 訓練用資器材の借用について（ ）内に記入してください。

借用場所は、原則、講習を開催する場所を（ ）である。特別な事情がある際は、（ ）へ相談する。訓練用資器材は、応急手当普及員1名に対し、（ ）セットまで借用可能である。借用期間は講習実施日を含む（ ）以内とする。

応急手当普及員本人が消防署又は救急課に（ ）のうえテキスト等とともに資器材を借用する。